

## 阿賀野市告示第169号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定による地域計画を変更するので、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該地域計画の変更案に関して、利害関係人は令和7年8月20日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年8月6日

阿賀野市長 加藤 博幸

- 1 地域計画の変更案を作成した地区  
水原地区安野

- 2 地域計画の変更案の縦覧期間  
令和7年8月6日から令和7年8月20日  
ただし、「阿賀野市の休日定める条例」第1条の市の休日を除く、  
午前8時30分から午後5時15分まで

- 3 地域計画の変更案の縦覧場所  
阿賀野市産業建設部農林課 阿賀野市岡山町10番15号

- 4 意見書の提出

意見書の提出に当たっては、別に定める「阿賀野市地域計画の変更案に対する意見書の提出について」によること。